

接続料の算定等に関する研究会（第85回） 「外国政府等との協定等について」に関する弊社意見

2024年5月20日
楽天モバイル株式会社

ヒアリング事項

この度は弊社にヒアリングの機会をいただきまして、誠にありがとうございます。
以下、検討項目（案）について弊社意見を述べさせていただきます。

(1) 認可対象の見直し	<p>①データ役務等の提供に関する提携を内容とする協定等についても認可対象に追加することが必要か。</p>
	<p>②利用者の利益を及ぼす影響が大きい役務の提供に関する提携を内容とする協定等に認可対象を限定することについてどう考えるか。</p>
(2) 事業者間精算料金の変更に係る認可	<ul style="list-style-type: none">事業者間精算料金の変更のみを内容とする協定等の変更については、事後報告のみとすることについてどう考えるか。
(3) その他	<ul style="list-style-type: none">認可対象を変更する場合には、必要に応じて、認可に当たっての審査基準を見直すことが適当か。その他、検討すべき点はあるか。

(1) 認可対象の見直し①

(1) 認可対象の見直し

①データ役務等の提供に関する提携を内容とする協定等についても認可対象に追加が必要か。

【弊社意見】

- データ役務等の提供に関する提携を内容とする協定等のうち、
携帯電話の国際ローミングについては、GSMAのルールに基づき事業者間で協定が締結されており、
日本の事業者のみが不当に高い事業者間精算料金を設定される恐れはないと考えられること等を踏まえ、
認可対象とする必要はないと考えます。

(1) 認可対象の見直し②

(1) 認可対象の見直し

②利用者の利益を及ぼす影響が大きい役務の提供に関する提携を内容とする協定等に認可対象を限定することについてどう考えるか。

【弊社意見】

- ・認可対象については、利用者の利益に及ぼす影響を考慮し、現在の技術や市場動向を踏まえた議論や精査をおいたいたうえ、利用者保護の観点から真に必要なものに限定いただきたく存じます。

(2) 事業者間精算料金の変更に係る認可

(2) 事業者間精算料金の変更に係る認可

- ・事業者間精算料金の変更のみを内容とする協定等の変更については、事後報告のみとすることについてどう考えるか。

【弊社意見】

- ・上記（1）①にて述べさせていただいた通り、携帯電話の国際ローミングは、GSMAのルールに基づき事業者間で協定が締結されており、日本の事業者のみが不当に高い事業者間精算料金を設定される恐れはないと考えられること等を踏まえ、事業者間精算料金の変更のみを内容とする協定等の変更に関する認可対象とする必要はなく、事後報告のみとすることについて賛同いたします。

(3) その他

(3) その他

- ・認可対象を変更する場合には、必要に応じて、認可に当たっての審査基準を見直すことが適當か。その他、検討すべき点はあるか。

【弊社意見】

- ・認可対象を変更する場合や、認可に当たっての審査基準等を見直す場合は、契約類型ごとの認可対象の変更内容や、審査基準の見直し内容等について、事前周知・公表いただきたく存じます。

Rakuten Mobile